



### 旧軍人恩給

## 扶助料の請求

本年8月1日施行を見た改正恩給法により、(1)さきに恩給資格者調査書を提出された方、(2)遺族台帳に登録されている方、(3)本年1月末日迄に市から請求の御案内をいたします万一の際通知を受けられない向は市福祉事務所へ申出られて請求手続をしていただくことになってまいりますから念のため申し添えます。

次に新しい規定の概略を御説明しますからよく御注意下さい。

#### 一 普通恩給を受けるべき者の資格

1 かつて普通恩給を受けたことのある旧軍人、旧準軍人、旧軍属であつて、  
2 かつて普通恩給を受けたことのない人  
3 昭和二十八年八月一日まで生存していたならば普通恩給を受けるべきもの(前記1)に該当するべきもの(遺族)で、  
4 かつて普通恩給を受けたことのない人(後記3)

2 昭和二十八年八月一日まで生存していたならば普通恩給を受けるべきもの(前記1)に該当するべきもの(遺族)で、  
3 扶助料を受けるべき遺族及び遺族の順位(1)妻(2)未成年の子(3)父母(4)成年の子(不具廃疾であつて生活資料を得ることが出来ない場合に限り(5)祖父母(6)祖母(7)祖父)に該当する者であつて、  
4 昭和二十八年八月一日以前に公務のため傷病にかかり、  
5 かつて増加恩給第七項の増加恩給又は傷病

#### 二 一時恩給を受けるべき者の資格

1 下士官以上の旧軍人、及旧準軍人、旧軍属として引継ぐ実在職年が七年以上で普通恩給に引継ぎないもの、この場合軍人恩給停止前に恩給を受けた者の当該裁定を受けた者の当該恩給の基礎に職年を算入されたに實在職年は除かれる。

2 兵たる旧軍人としての引継ぐ実在職年が七年以上でかつ普通恩給を受けるべきもの、  
3 但し右の資格を具備して一時恩給権を取得する者であつても後述の失権事由(1)(2)に該当する者は請求出来ません。

#### 三 普通扶助料を受けるべき者の資格

1 軍人恩給停止前扶助料を受けていた者及びその後順位者である遺族

#### 四 一時扶助料を受けるべき者の資格

今回の法律施行前に公務に起因する傷病に因らぬで死亡した場合は、今回の法律施行後で生存していたとしたならば前記二の一時恩給を給せられる者の遺族(後記1)

1 一時扶助料を受けるべき遺族及び順位以下普通扶助料と同じ  
2 兄弟姉妹以外に普通扶助料を受ける者がない時はその兄弟が不具廃疾で生活資料を得る途のない場合に限り一時扶助料が給せられる。

但し右の資格を具備して一時扶助料受給権を有する者であつても後述の失権事由(1)(2)に該当する者は請求出来ません。

#### 五 傷病恩給を受けるべき者の資格

昭和二十八年八月一日以前に公務のため傷病にかかり、  
1 かつて増加恩給第七項の増加恩給又は傷病

#### 六 公務扶助料を受けるべき資格のある者

公務に因る傷病のため死亡(戦死、戦病死、戦傷死等)した旧軍人、旧準軍人、旧軍属の遺族

1 公務扶助料を受けるべき遺族及び遺族の順位(1)妻(2)未成年の子(3)父母(4)成年の子(不具廃疾であつて生活資料を得ることが出来ない場合に限り(5)祖父母(6)祖母(7)祖父)に該当する者であつて、  
2 先順位者でない者は公務扶助料の請求者と生計関係があれば一人につき四〇〇円扶養加給される。

但し右の資格を具備して公務扶助料受給権を取得する者であつても後述の失権事由(1)(2)に該当する者は請求出来ません。

「失権事由」  
①懲戒等によつて退職した時又退職後三年以上の刑に処せられたとき  
②戦犯者として刑に処せられ現に拘禁中のもの  
③現に恩給法上の公務員として在職しているとき

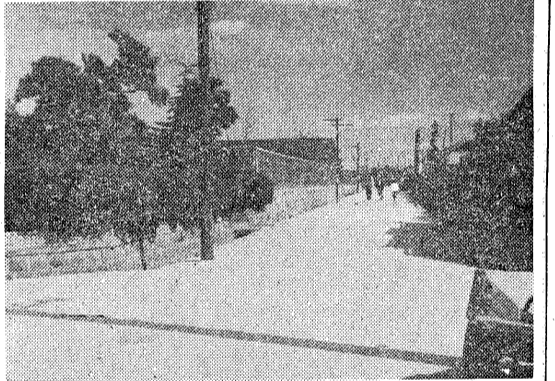
4 扶助料を受けるべき遺族が三年以上の刑に処せられたるとき又三年以下の刑に処せられ服役中であるとき  
⑤ 扶助料を受けるべき遺族が次の失権失格事由

#### 戦没者の遺族に給せられる公務扶助料と遺族年金との関連事項

前に述べた遺族には恩給法により公務扶助料が給せられるが、  
1 遺族のうち先順位者はどうしても援護法による遺族年金から公務扶助料に移轉しなければならぬ。  
2 先順位者でない者は公務扶助料の請求者と生計関係があれば一人につき四〇〇円扶養加給される。

しかし本人の都合により方を選擇し従来通り遺族年金を受けることも出来る。

3 公務扶助料と遺族年金の異なる点  
イ 遺族年金、子の場合十八才迄、父母の場合六十才以上  
ロ 遺族年金は事情によれば各人別々に貰うことが出来る。二人以上あるとて貰つても受給者の受給額は夫々明らかにならぬ。  
ハ 公務扶助料の場合二十才迄父母の場合六十才未満でもよい扶助料の扶養加給者



ほ装工事進む さき程から市内道路6線の舗装工事を行つていたが、先づ南宮町地先南道中学校西及南側路面(写真参照)が完成、11月末までには予定全部の完成を見ましよう。

#### 戦傷病者の方へ

本年十一月一日現在の戦傷病者の実態を、市の資料によつて居宅訪問の方法で調べています。もし次に該当する方が未だ調査を受けていない人は至急市役所内福祉事務所に届け出て下さい。

① 現在増加恩給又は障害年金を受けている人  
② 傷病者恩給証書又は傷病認定通知を受けた人  
③ 戦傷病者援護法による障害年金受給請求中の人

手フテリヤ予防接種  
① 生後三ヶ月から六ヶ月迄の赤んぼは必ず三回受けなければならない。  
② 昨年以前に受けられたことのある人学迄の乳幼児は一回受けに来て下さい。  
③ 料金 一回 五十四円 一回 五十四円 一回 五十四円 (下表参照)

追加  
場 所 第一回 第二回 第三回  
芦屋保健所 二月二日 三月七日 一月二日  
打出公会堂 〃 〃 〃 〃  
西山町 〃 〃 〃 〃  
安楽寺 〃 〃 〃 〃

#### 瓦礫の除去

13号台風の置きみやげの瓦礫類はやつと大通りの分道に所々残つて居るのを見受けられます。市ではこれらをトラックで取りに行き、小道に積んでおくのではなく、早急で除去して、道路の通行を妨げないことを期して、早急で除去して置く予定です。

年賀状は早めに  
年賀状取扱いは12月15日〜28日までです。お出し下さい。向う年玉付年賀葉書等(400本)、1等自轉車(80本)、2等、座蒲団2枚(1200本)、3等ビニロン毛布(4000本)以下沢山のお年玉が贈られます。(芦屋郵便局)

#### 霊苑事務所成る

芦屋霊苑(劍谷公園裏地)にこの度事務所が設けられました。霊苑に関する事務や、予約申込等については、この事務所へ御尋ね下さい。受付開始は十二月一日から(後3時迄)

① 戦時中の様な上意下達命令等であつてはならぬ、寧ろ下意上達的態度であらねばならぬ。  
② 会長は町内全体の選挙により選出すること。  
③ 町内を適当に区別して組織を編成し、単位は約五十世帯を標準とする。  
④ 班内に五乃至十世帯単位に班を置き、輪番制により、月々当番幹事をおこなう。  
⑤ 会費は初めの内は別に徴収せず、入費の節は随時費用を割当てること。  
⑥ 目的は隣保の親善をモットーとし住民全体の総意に基づき文化住宅都市建設に寄与せねばならぬ。  
⑦ 事業としては現在の各種事業を廃合併配して町内会に結集すること、例えば、イ各種募金(防犯、共同衛生、赤十字等)、ロ衛生(家屋内外の清掃、尿尿処置等)、ハ土木(河川、道路の清掃修繕等)

#### 小売物価調べ

昭和28年11月15日現在 (市内平均)			騰	▲下落
白米	内地米	1升	214	
まい	ろ	100匁	245	
まい	わし	100匁	37	
い	だ	1貫	46	
い	だ	1貫	195	
い	だ	1貫	77	
い	だ	1貫	102	
い	だ	1貫	6	
い	だ	1貫	22	
い	だ	1貫	24	
い	だ	1貫	8	
い	だ	1貫	17	
い	だ	1貫	350	
い	だ	1貫	225	
い	だ	1貫	190	
い	だ	1貫	16	
い	だ	1貫	18	
い	だ	1貫	20	
い	だ	1貫	39	
い	だ	1貫	161	
い	だ	1貫	27	
い	だ	1貫	33	
い	だ	1貫	2650	
い	だ	1貫	21	
い	だ	1貫	75	
い	だ	1貫	39	
い	だ	1貫	785	
い	だ	1貫	120	
い	だ	1貫	97	
い	だ	1貫	44	
い	だ	1貫	487	
い	だ	1貫	155	
い	だ	1貫	2533	
い	だ	1貫	385	
い	だ	1貫	498	
い	だ	1貫	57	
い	だ	1貫	16	
い	だ	1貫	238	
い	だ	1貫	30	
い	だ	1貫	10	